

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

I 児童福祉法の理念の明確化等

○ 全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

(1) 児童の福祉を保障するための原理の明確化

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化。（児童福祉法）

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進

- 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。（児童福祉法）

(3) 国・地方公共団体の役割・責務の明確化

- 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。（児童福祉法）
 - 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
 - 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
 - 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。

(4) しつけを名目とした児童虐待の防止

- 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。（児童虐待防止法）

Ⅱ 児童虐待の発生予防

- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。

(1) 子育て世代包括支援センターの法定化

- 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする。(母子保健法)(☆)
 - ※ 平成27年度実施市町村数:138市町村 → 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村
 - ※ 法律上は、「母子健康包括支援センター」という名称。

(2) 支援を要する妊婦等に関する情報提供

- 支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するように努めるものとする。(児童福祉法)(☆)

(3) 母子保健施策を通じた虐待予防等

- 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記。(母子保健法)(☆)

* (☆)の事項は、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に記載。次頁以降も同じ。

Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。

(1) 市町村における支援拠点の整備

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法)

(2) 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

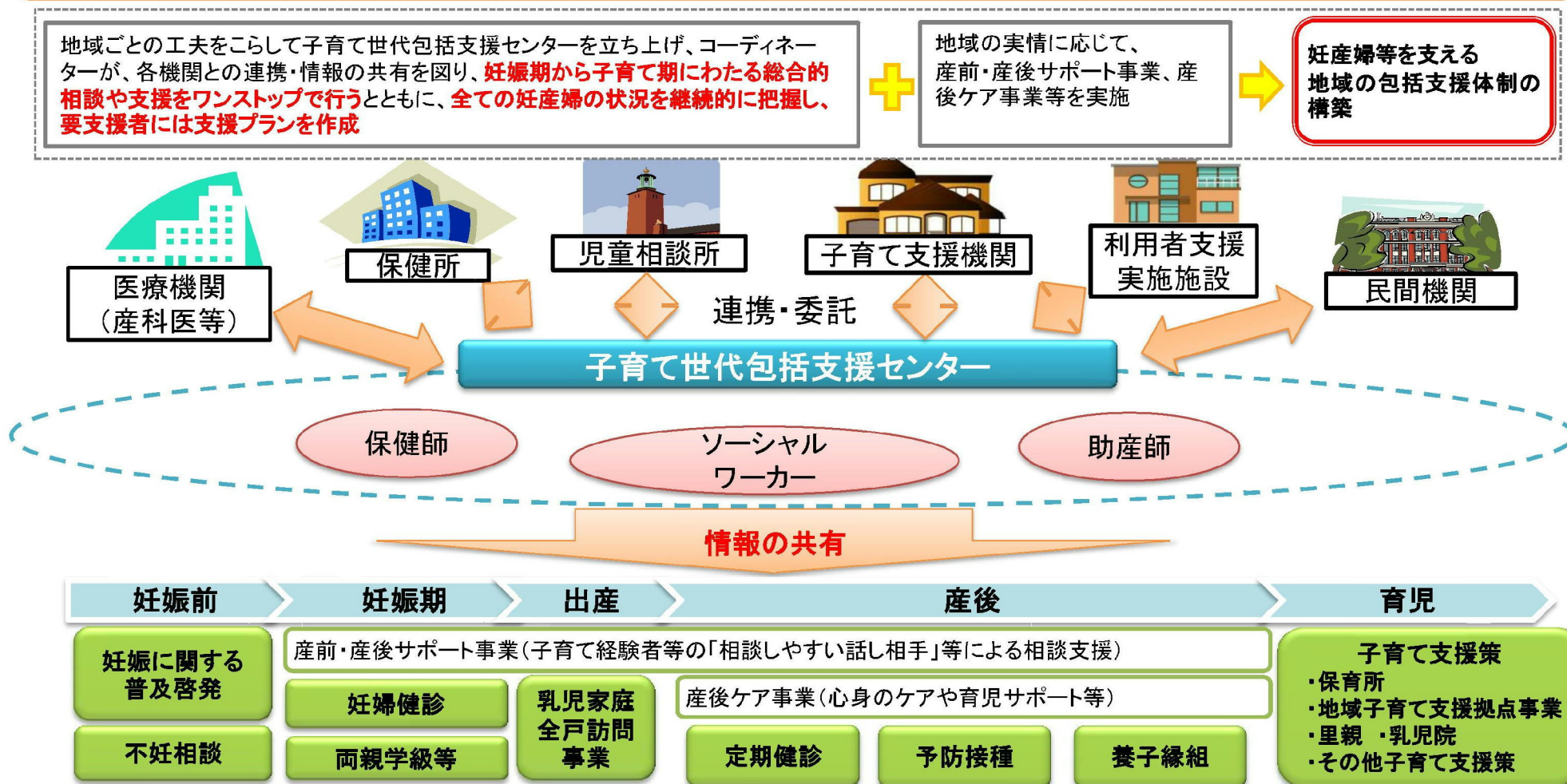
- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)
 - ※ 現行法は、要保護児童対策調整機関における専門職(児童福祉司たる資格を有する者、保健師等)の配置は努力義務であり、1,387市区町村(80.4%)が配置済。(平成27年4月1日)
- 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(児童福祉法)

(3) 児童相談所設置自治体の拡大

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法)
 - ※ 現行法上、政令で定める市(現在、横須賀市・金沢市)は児童相談所を設置するものとされており、政令で定める特別区についてもこれと同様とする。
- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開【平成29年4月施行・母子保健法】

- 現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**について、**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)**を立ち上げ、**切れ目のない支援**を実施。
- ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー**等を配置して**きめ細やかな支援**を行うことにより、地域における子育て世帯の「**安心感**」を醸成する。
- **子育て世代包括支援センター**を法定化し、**おおむね平成32年度末までに全国展開**を目指す。
 - **平成27年度**実施市町村数：**138市町村** ➢ **平成28年度**実施市町村数(予定)：**251市町村(423か所)**



支援を要する妊婦等に関する情報提供

【平成28年10月施行・児童福祉法】

考え方

- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は4割強を占める。
 - 0歳児の死亡事例の背景として、**母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等がある。**
- ← 支援を要する妊婦等を把握しやすい機関が、妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につなぐことが必要。

改正法による対応

- **支援を要する妊婦等(※)を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。**

※「支援を要する妊婦等」とは

- ①特定妊婦: 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
(望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)
- ②要支援児童: 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
(子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童)

<支援を要する妊婦と虐待による死亡事例の関連データ>

	0歳児(※1)	0日児(※1)	母子健康手帳の未発行(※2)	妊婦健診の未受診(※2)
虐待による死亡事例における割合	44.0%	16.8% (このうち望まない妊娠の割合は70.4%)	17.6%	21.7%

※1 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次から第11次報告の累計(平成15年~26年)
 ※2 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第3次から第11次報告の累計(平成17年~26年)

母子保健施策を通じた虐待予防等 【公布日施行・母子保健法】

現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



考え方

- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。

改正法による対応

- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。

市町村における支援拠点のイメージ

市区町村

都道府県

ポピュレーション・アプローチ

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

○妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで実施

乳児家庭全戸訪問事業

1歳6か月・3歳児健診

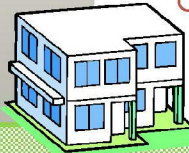
地域子育て支援拠点事業

利用者支援事業

一時預かり事業

児童館

子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業



要保護児童等に対する支援の拠点（仮称）

- 児童、保護者等からの養育困難な状況や虐待等に関する相談
- 生活状況や実態把握等を行うための家庭訪問等
- 通所、訪問等による継続的なソーシャルワークやカウンセリング等
・児童相談所からの委託を受けて行う通所・在宅による指導措置を含む
- 通所又は訪問型の在宅支援サービス

養育支援訪問事業

子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）事業

- 措置解除後の児童等が安定して生活していくための継続的な支援



複数市町村による共同設置又は委託可

要保護児童対策地域協議会調整機関を担うことも可

児童相談所（一時保護所）

- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- これらにつながる相談、指導、診断等
- 市町村援助（市町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等

里親

乳児院

児童養護施設

児童心理治療施設

ハイリスク・アプローチ

－子育て家庭を取り巻く状況（各種調査結果より）－

子育て家庭の就労の状況

女性の出産前後の就業継続率は上昇

- ・ 第1子の出産前に就業していた女性のうち、出産後に就業を継続した女性の割合はこれまで4割前後で推移してきたが、平成22年から平成26年に第1子を出産した女性では、53.1%と大幅に上昇

出典：「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）（国立社会保障・人口問題研究所）

子育て期の男性の長時間労働

- ・ 平成28年の就業時間について、子育て期にある年代の男性について見ると、30代は15.1%、40代は15.7%が週60時間以上の就業時間となっており、他の年齢層と比べて高い水準となっている。

出典：「労働力調査」（2016年）（総務省）

子供を持つことに対する不安感

子供が生まれる前に不安を感じる人の割合は増加

- ・ 子育て中の人に子供が生まれる前に抱いていた子育て観について質問し「子供を持つのが不安だった」と答えた割合は増加
女性：50.1%（2014年） ← 35.2%（2002年）
男性：46.6%（2014年） ← 29.4%（2002年）

出典：「子育て支援策等に関する調査（未就学児の父母調査）」（2014年）
（三菱UFJリサーチ&コンサルティング欄）

子育てに対する負担感・不安感

子育てをされていて負担や不安に思う人は多い

- ・ 15歳以下の子供がいる人を対象に子育てをされていてどの程度負担・不安に思うかとの質問に「とてもある」「どちらかといえばある」と答えた割合
女性：77.3%
男性：67.4%

出典：「人口減少社会に関する意識調査」（2015年）（厚生労働省）

子供を育てていて不安に思うことや悩みの状況

※ 20代から40代の子育て中の人に対し、子供を育てていて負担に思うことや悩みについて質問。子育ての不安や悩みは父親よりも母親の方が強い傾向。

- ・「子育てで出費がかさむ」と答えた割合

男女合計：53.2%

- ・「自分の自由な時間が持てない」 //

男女合計：44.1% （女性：48.1%、男性：40.3%）

- ・「子育てによる身体の疲れが大きい」 //

男女合計：28.9% （女性：34.3%、男性：23.8%）

- ・「気持ちに余裕を持って子供に接することができない」 //

男女合計：25.6% （女性：35.5%、男性：16.4%）

出典：「少子化と夫婦の生活環境に関する意識調査」（2012年）（内閣府）

子育てと地域の支え

子育てにとっての地域の支えの重要性についての意識

- ・ 子育てをする人にとっての地域の支えの重要性を質問し、「とても重要だと思う」「やや重要だと思う」と答えた人の割合

男女合計：90.9%

- ・ 地域で子育てを支えるために重要なこととして、「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる場があること」と答えた人の割合

男女合計：58.1% （女性：59.6%、男性：56.3%）

出典：「家族と地域における子育てに関する意識調査」（2013年）（内閣府）

子育て中の親の地域の中での子供を通じた付き合いは弱まっている

- ・「子供を通して関わっている人はいない」と答えた人の割合

女性：11.2%（2014年） ← 1.6%（2002年）

男性：16.3%（2014年） ← 9.2%（2002年）

- ・「子育ての悩みを相談できる人がいる」 //

女性：43.8%（2014年） ← 73.8%（2002年）

男性：11.0%（2014年） ← 19.0%（2002年）

・「子供を預けられる人がある」[※]

女性：27.8%（2014年） ← 57.1%（2002年）

男性：24.8%（2014年） ← 38.1%（2002年）

出典：「子育て支援策等に関する調査」（未就学児の父母調査）（2014年）

（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株）